

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの禁止】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ問題への基本的な考え方】

- 1 いじめを生まない、許さない学校づくり…いじめに関する生徒の理解を深める。
- 2 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- 3 教員の指導力の向上と組織的対応…学校いじめ対策委員会を中心に学校一丸となって取り組む。
委員（校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー）
生活指導部会、特別支援教育部会、学校いじめ対策委員会を原則毎週実施
- 4 保護者・地域・関係機関と連携した取組…社会総がかりで取り組む。

【いじめ防止等に関する取組】

（1）未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・生徒がいじめについて学び主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- ・家庭連絡や学級通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

（2）早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

（3）早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言と保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家などとの相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

（4）重大事態への対処

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査の実施、又は学校の設置者が行う調査協力
- ・重大事態発生についての教育委員会への報告
- ・重大事態の調査結果についての教育委員会への協力